

アーカイブズ
所蔵資料を読む 第16回

じゅんだてちよう

『順立帳』から見る「天酒頂戴」

東京府文書『明治元年・順立帳・7』

請求番号：632・E1.08

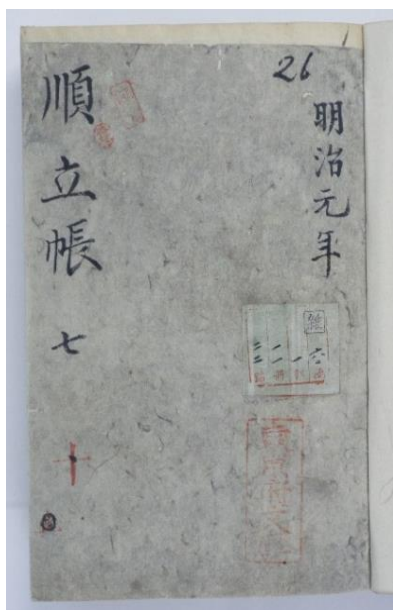
明治元年（一八六八）九月二〇日、明治天皇は従者三千三百余人余りを従えて東京へ向け出発します。将来の東京奠都を見据えた行幸でした。一〇月一三日、江戸城に到着した天皇は江戸城を「東京城」と改称しました。一月四日には東京城滞在中の天皇から市中の人々に御酒が下されます。「天酒頂戴」、「天盃頂戴」、「御酒頂戴」などと称されるこのイベントは、為政者が將軍から天皇に代わったことを演出する象徴的な出来事でした。

当館が所蔵する『順立帳』には、この時、江戸の酒問屋がどのような銘柄の酒をどれくらい調達したかが記されています。『順立帳』は、東京府文書のなかで最も早期に作成された文書のひとつです。「順立」と名のつく文書は江戸幕府の町奉行所でも作成されていて、町奉行所の業務が市政裁判所、ついで東京府に引き継がれるにあたって、旧町奉行所の与力同心の多くが東京府市政局庶務方の官吏として勤務したことで『順立帳』の名前も引き継がれたと考えられます。

当館所蔵の『順立帳』は、明治元年（一八六八）九月から同四年一二月の間に作成された文書をおおよそ作成順に綴じた簿冊一五六冊で構成され、当時の東京府の行政のあり方を探るうえで基本的な史料といえます。

す。

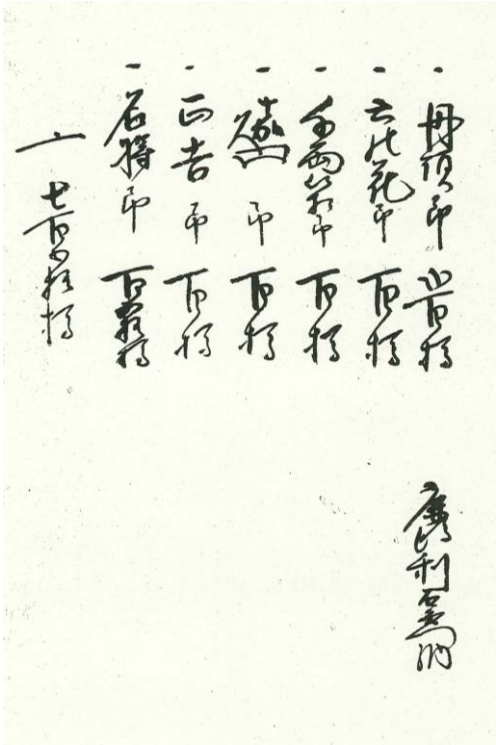
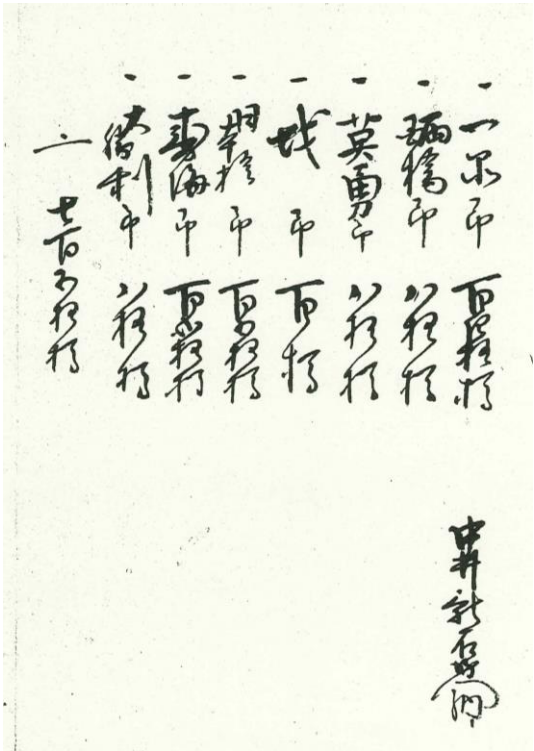
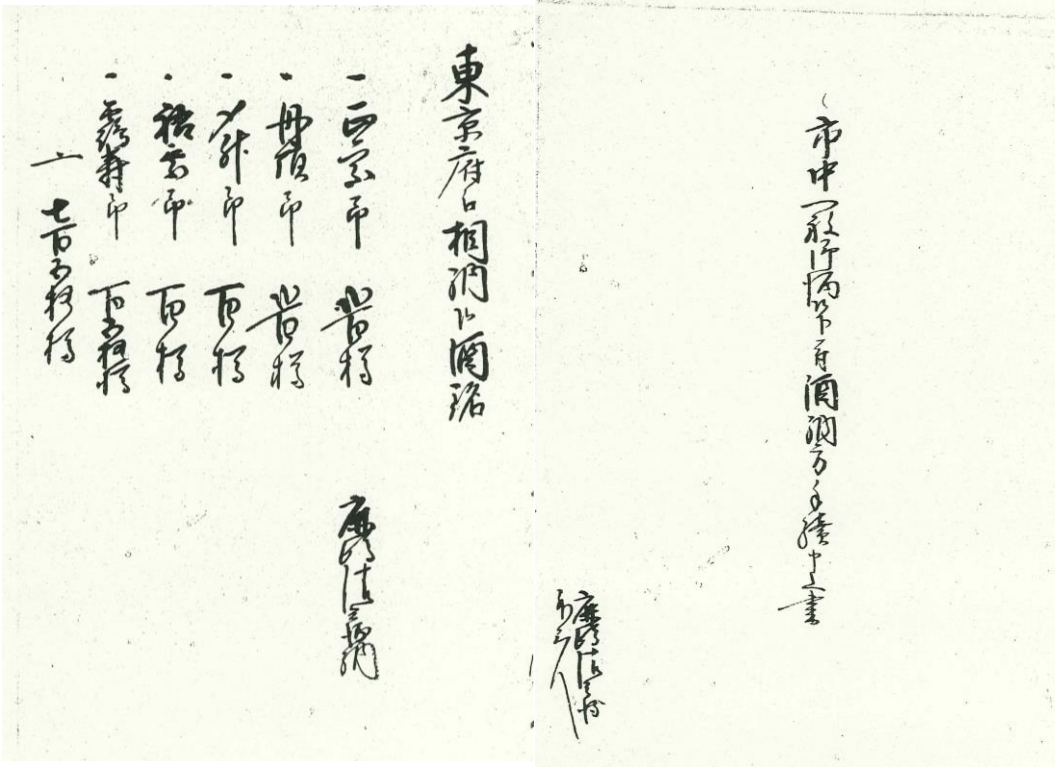
それでは、さっそく資料を読んでいきましょう。

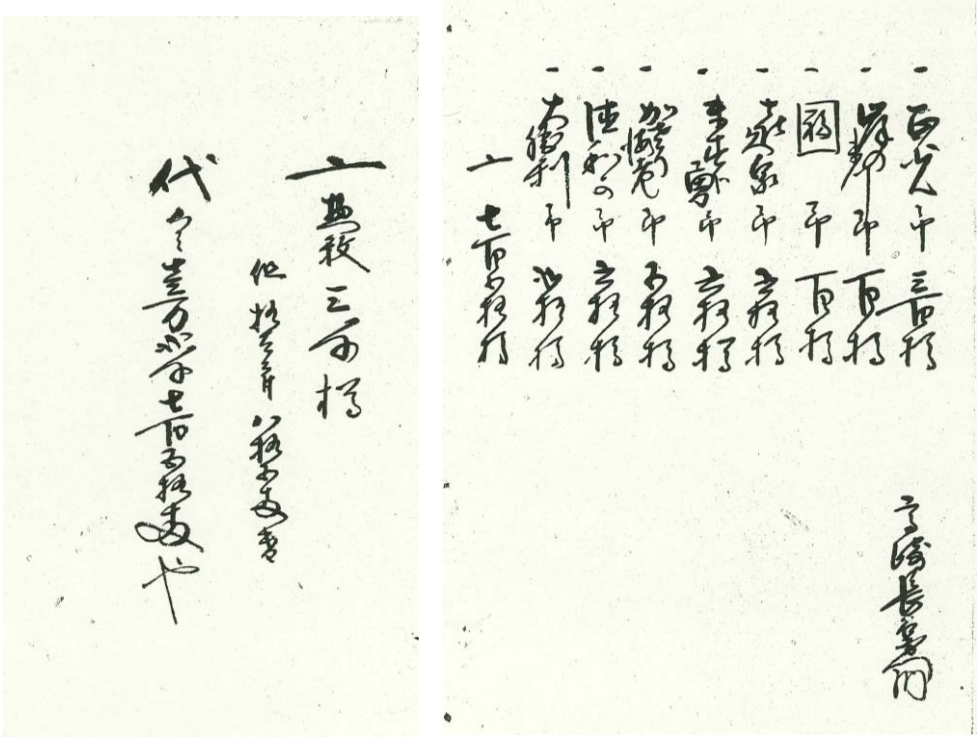


『明治元年・順立帳・7』（請求番号：632・E1.08）

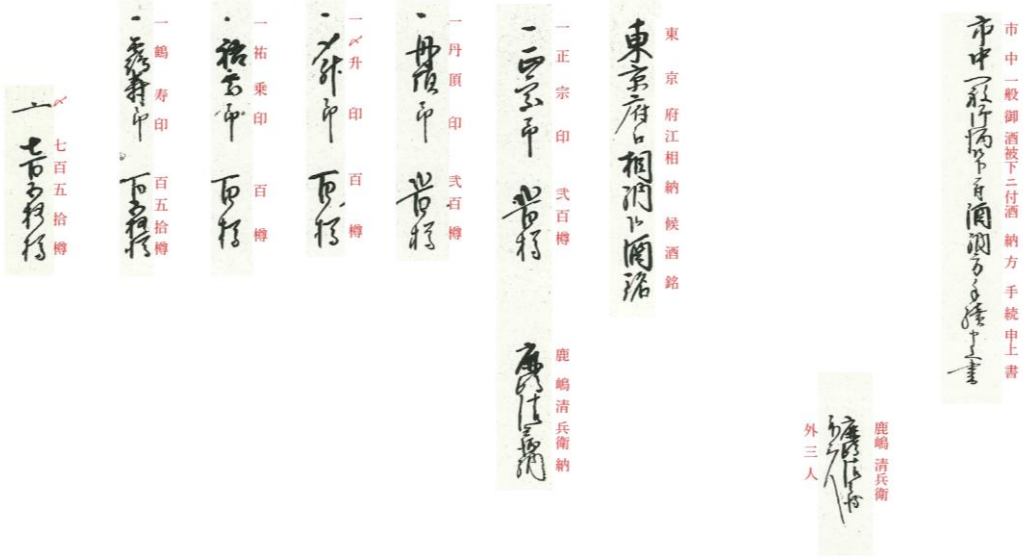
1 資料

東京府文書『明治元年・順立帳・7』（請求番号…632・E1・08）

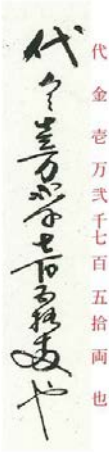
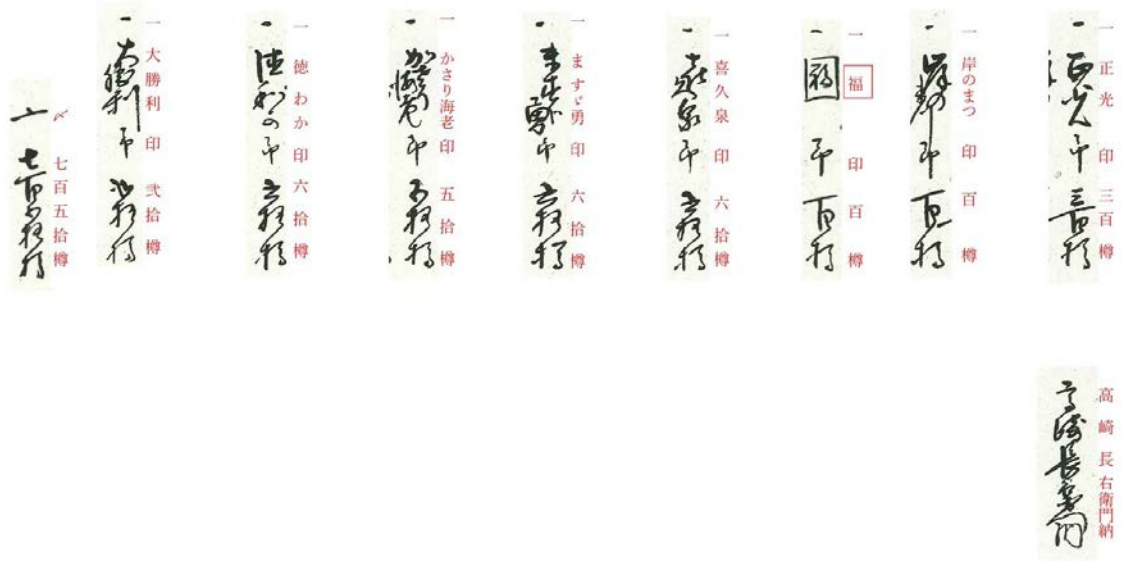




2 資料の解説







【解説文】

（表紙）

市中一般御酒被下二付酒納方手続申上書

鹿嶋清兵衛
外三人

東京府江相納候酒銘

一 正宗印 貳百樽

鹿嶋清兵衛納

一 丹頂印 貳百樽

一 べ升印 百樽

一 祐乗印 百樽

一 鶴寿印 百五拾樽

べ七百五拾樽

一 丹頂印 貳百樽

鹿嶋利右衛門納

一 六の花印 百樽

一 千両箱印 百樽

一 嘉久□印 百樽

一 正吉印 百樽

一 名将印 百五拾樽

べ七百五拾樽

一 一品印 百四拾樽

中井新右衛門納

一 両国橋印 八拾樽

一 英勇印 八拾樽

一 戎印 百樽

一 日本橋印 百五拾樽

一 寿海印 百貳拾樽

一 大勝利印 八拾樽

べ七百五拾樽

一 正光印 三百樽

高崎長右衛門納

一 岸のまつ印 百樽

一 福印 百樽

一喜久泉印 六拾樽

一ますゞ勇印 六拾樽

一かさり海老印 五拾樽

一徳わか印 六拾樽

一大勝利印 貳拾樽

ベ 七百五拾樽

ベ 惣数三千樽

但拾太^(駄)ニ付八拾五両替

代金壹万貳千七百五拾両也

3 資料解説

明治元年（一八六八）九月二〇日、明治天皇が東京へ向けて京都を出発します。出発に先立つ九月一九日、東京におかれた政府機関である鎮将府^{ちんしょうふ}から、品川宿と江戸城までの間の沿道を整備するよう申し入れがありました。これをうけて、東京府では二一日、東京府内組々世話掛の名主らに対して、沿道の整備や火元に入念に注意すること、水溜桶など

を用意して防火のために風が激しいときには往来や屋根のうえに打ち水をする準備をせよと命じます。

そして品川十八ヶ寺前から呉服橋御門までの町々名主に対しては、十四か条の心得を布達します。その内容は、往来の横道には竹矢来^{たけやらい}か竹木戸を作ること、盛砂をしておくこと、到着が夜になった時は町屋の軒下に提灯を付けること、湯屋・豆腐屋・菓子屋などの火を使う店は休業することなど細かいものでした。東京府全域には、町の裏々まで見回り、火の元の用心や、怪しい人物がいれば捕り押さえるようにと触れを出しています。

一〇月一三日に江戸城西の丸に入った天皇は、江戸城を「東京城」と改称し、皇居と定めます。つづけて一七日には、西の地方と旧幕府の本拠地であった東の地方を区別することなく平等にあつかい、内政・外政を裁決するという旨の「万機親裁^{ばんきしんさい}の詔^{みことり}」を布告し、為政者の交代を印象づけました。そうしたなか、二七日には東京市民一同に酒を賜る旨の御沙汰が出されます。

これをうけて、東京府は東京市中に配る酒の準備に取り掛かります。『順立帳』を紐解くと、鹿嶋清兵衛をはじめとした四人の酒問屋が七五〇樽ずつ、合わせて三千樽もの酒を納入していることがわかります。銘柄をみると「日本橋」「両国橋」といった江戸ならではの銘柄や、「嘉久」の字の下に「□」を描いて銘柄を表現しているもの、「正宗」といった今日でも目にする銘柄が見えます。

こうして集められた酒は、一一月四日に東京市民に下賜されることに

なりました。

さて、『順立帳』には酒の下賜をめぐる明治政府と東京府のやり取りが記録されています。一月二日、東京府は、酒を下賜する際に一部を土器や瓶子に入れて渡すため、一月三日の昼までに、東京府庁へ土器や瓶子と「元酒」を運ぶよう、新政府側の担当者である用度司に依頼しています。用度司は、東京府への返答のなかで「元酒」の意味するところについて不明な点があるとして、酒を瓶子に入れる際に新政府が用意した「元酒」に東京府側で別の酒を加えたとしても「朝廷」から東京市民に下賜するという趣旨に間違いはないか質問がなされました。これに対し東京府は、「朝廷」から下賜される趣旨で「町人」へ渡すと述べ、用度司の見解に相違ない旨を返答しています。このやり取りからは、新政府が為政者の交代を東京市民へアピールすることに腐心していたことが垣間見えます。

新政府の思惑はともかく、酒を受け取った東京市民たちは、一月六日・七日には家業を休み、「天酒頂戴」、「天盃頂戴」、「御酒頂戴」などと称してこのイベントを祝いました。神田の名主であった斎藤月岑はこの時の様子を、昼夜を問わず飲み明かし神事のように三、四日間は賑わったと記録しています（『増訂武江年表』）。

当時の様子は錦絵にも描かれています。三代目歌川広重の錦絵「御酒頂戴」からは、幟を立てて祭礼気分で酒を飲み、仮装して踊り明かす東京市民の様子がうかがえます。



歌川広重（三世）画「御酒頂戴」

【主要参考文献】

- ・金子光晴校訂『増訂武江年表 第二（東洋文庫一一八）』平凡社、一九六八年
- ・東京都編『東京市史稿 市街篇 第五十』臨川書店、二〇〇一年
- ・東京百年史編集委員会編『東京百年史 第二卷』東京都、一九七二年
- ・佐々木克『江戸が東京になった日』講談社、二〇〇一年
- ・小林信也「東京のなかの江戸―東京府文書『順立帳』から―」『東京都公文書館だより』第一号、二〇〇二年

【資料情報】

『明治元年・順立帳・7』（請求番号：632.E1.08）

https://www.archives.metro.tokyo.lg.jp/detail?cls=collection_03&pkey=00115736

『御酒頂戴』（請求番号：あ1）

[https://dasap03.i-](https://dasap03.i-repository.net/i/cont/01/G0000002tokyoarchv17/000/020/000020275.jpg)

[repository.net/i/cont/01/G0000002tokyoarchv17/000/020/000020275.jpg](https://dasap03.i-repository.net/i/cont/01/G0000002tokyoarchv17/000/020/000020275.jpg)